
目安箱への投稿

■ 日付： 2019/12/25

■ 件名： 工事関係書類の適正化の更なる推進に向けて（四国建設青年会議）

■ ご意見・お問い合わせ

（香川県） 工事打ち合わせ簿に関しては、従来と比べても得に変わった気がしない。（現状）

（高知県） 指示書・完成図作成等において概ね適正化効果を感じている部分がある。

改善して欲しい意見としては、設計照査において「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」事を受注者対応しているケースがあるので、今後改善して行ってもらいたい。

【回答】

引き続き、各地域における説明会を実施し適正化指針の周知徹底を行います。協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。

必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等」を含むとされていることを周知します。

（徳島県） 公表となり、出先機関（出張所）にも簡素化の内容が周知されてきた段階。ただ、簡素化により作成不要とした書類でも完成検査で質問されることもあり、提出はしないが念のために作成しているケースもある。

（高知県） 検査の際に規定されていない書類についての有無を検査官から問われる。聞かれることを想定して必要以上の書類も作成してしまうのが現状。

【回答】

土木工事書類作成マニュアル（以下、マニュアルという）の「工事検査時の確認資料について」（添－20～22）の周知徹底を行います。

- (徳島県) 全ての現場において指針に則り甲乙の業務の分担が適切に行われるようになった結果、現場技術者の負担軽減に寄与されている。また、甲乙それぞれの技術者全員が、当該指針を正しく理解した上で業務に当たるための継続的教育が大切。
- (徳島県) この指針の内容は全体的に周知されていないように思います。この協議は青年会議のメンバーでなく、技術者レベルでの意見交換が必要と思います。
- (徳島県) 国交省内で完全徹底を行って欲しい。推進により以前より簡素化に向かっているとは感じるが昔の習性がまだ残っている。発注者が変われば業者も不要な書類作成しなくなる。大いに期待している。
- (徳島県) 働き方改革によって残業抑制がどの会社にとっても喫緊の課題となっている昨今、受注者側の負担が減るのは非常にありがたいですが、その分、発注者側の負担が増えて、そのしわ寄せがほかの部分で影響を与えるのではないかという懸念がまだあります。個人的には紙資料の作成を減らし、電子化をどれだけ進めていけるかが目下の課題ではないかと考えています。
- (香川県) 監督職員等(現場技術員)の方も適正化指針を理解しようとしてくれたため、スムーズな現場管理が実施できたと感じています。一方で、受注者側が適正化指針を理解せず、立会・確認時に写真撮影を実施している場合があります(監督職員等も必要ないことを指導しない)双方の認知不足がまだまだあると感じます。協議書についても、構造物端部等の細かい図面の修正依頼などが依然として続いています。
- (香川県) 簡素化指針により、簡素化につながる場所もあるが、現場技術員等の担当者によって左右されることが多く、以前とそれほど変わっていない。
- (愛媛県) 全体的に簡素化は進んでいると思うが、履行報告や施工体制など、指示のものも多く、実際には資料を整理しているものも多い。
- (高知県) 以前と比べて、工事関係書類に費やす時間は1日平均30分程度は、短縮していると思う。
(感覚的) しかしながら、地方自治体の発注工事と比べ、工事内容の変更が多い為、変更資料・協議資料の作成に多くの時間を費やしているのが、現状です。
- (高知県) 提出する書類の量としては減少したと思うが、作成する量(手間)としては減少した様には感じない。(例:週間工程表を作成し、定例会に使用して打ち合わせ等を行っている。)
- (高知県) ○○河川国道管内においては上記の取組みの存在を一部の方は知っているが内容までの周知となっていないと思われる。運用面で実務をこなす現場技術員を含めた勉強会を行ってほしい。
- (高知県) 適正化指針を運用するにあたり、発注者・受注者共に、適正化指針の理解と周知が必要だと思います。

(高知県) 国交省・県については、特に変化はない。まだまだ必要ないと思われる書類の提出が多々見られる。

(高知県) 試行当初は「適正化指針」に則っての声が聞こえる事もあったのですが、現在は少しトーンダウンしている感じがします。最も大きい課題であった協議指示書に関しても各詰所・担当により対応(総括打合せ時の取り扱いや書類記載内容)に温度差があるように感じます。

次に多く課題のあった工事写真関係に関しましても、特段の改善策等の実施が行われている事はないと思われます。

又、適正化指針に記載されている回答(対策)事例に関しては、発注者・受注者ともに、内容の把握活用を完全には出来ておらず、さらなる周知徹底が必要であると思われます。

「土木工事書類作成マニュアル」に則った書類作成の実施は以前と比べて適用推進がなされていると感じます。書類適正化推進における効果の一つだと思われます。ただ担当者によってはマニュアルにかなり固執する事もあるみたいで、「訂正が必要なの?」と思われる事で書類の作り直しが発生し手間が増える事もあるみたいです。

四国地方整備局HP で利用可能な書類適正化(目安箱)ですが、現状(R1.9.10 時点)で意見・回答が4件しかありません。意見が少ないのか、回答できない意見が多いのかは不明ですが、設置から1年弱にしては件数が少なすぎて機能していないと思われます。どの施工業者さんも現状の書類作成に関しては疑問・負担・不満がまだあると思いますので、活用推進が必要ではないかと思います。活用推進が活発になる為には、発注者が回答を周知徹底し、関係者全員が遵守していく必要があると思われます。「変わる事を示す」ことも重要であると思われます。

【回答】

引き続き、職員、現場技術者及び建設企業団体等への説明会を実施し適正化指針の徹底を行います。

マニュアルとの相違による手直しについて、具体的な事例をいただければ対応します。

発注者において、気づいた点から改善を行っておりますが、個々具体的な事例を示せる場として「目安箱」を設置しておりますので投稿をお待ちしております。

(香川県) 業者が協議して高額な追加工事の場合、事務所で確認して指示が業者に届くまで、事務所側で検討する期間がまだ長い期間を要しているため、追加工種などがある場合、下請け業者に注文書等も切れず施工体制が遅れる為、業者としては施工が止まる場合があったりするのがまだ現状である。

(香川県) 概算発注については、契約後発注者で指示資料を作成し、指示することを徹底するとなっているが、現状は、受注者が図面や概算金額を作成しなければならない。写真管理についても、不可視部等の段階確認した箇所でも写真を要求される。

(高知県) 概算発注については発注者側での指示資料作成等を徹底していただきたい。

(高知県) 発注時の図面と現況地形に差異があり、受注後の設計照査(数量変更)に時間を多く有するため、発注時には最新の現況地形を踏まえた図面にて発注して欲しい。

【回答】

工事関係書類等の適正指針(案)につて、説明会等を通じ周知してきた所ですが、理解していない部所もあるようです。更なる周知に見向け説明会は必要と考えます。なお、できましたら事務所名もしくは県名とかお教え頂けると個別に指導させていただきます。

速やかに総括打合等において具体的な指示を出せるように、事前調整を行うなど指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底する。

(香川県) 施工体制台帳の二次下請けの用紙について、「二次下請けがない場合には必要ないが、発注者に従ってほしい。」との回答を建政部からいただいた。直轄工事では現状、斜線を記入し提出している。同局内で必要ないとの話であれば提出しなくて良いのではないのでしょうか。

【回答】

施工体制台帳の再下請負通知書は、「建設業のポイント」P21 施工体制台帳等の作成範囲のとおり、下請負業者が再下請負していない場合は提出の必要はありません。

(愛媛県) 書類の簡素化について、工事完成時の電子納品と道路橋維持管理資料では重複する書類が多数ある。

(愛媛県) 電子納品では紙媒体で作成した書類は電子化して納品の必要がないのに対して、道路橋維持管理資料には同紙媒体の書類も電子化して取り込んでいる。結局のところ、この点に関してのみで言えば簡素化となっていない。

【回答】

道路橋維持管理資料は、「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)(平成24年2月16日通知)で、新たに橋の維持管理に必要な設計図など記録や情報を保存して維持管理に役立てることが目的とした資料であり、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」とは、別に作成する資料です。

主旨を理解いただき、引き続き作成をお願いします。

なお、作成に要する費用は、特記仕様書に基づき、監督職員と協議をお願いします。

【肯定的意見】

◆総括打合せ時の協議事項に対して総括指示が頂けるように変わってきたので、資料作成等に費やした時間が無駄にならないようになったと思います。また、立会・確認時の写真不要になったことで、書類作成時間の削減ができています。

◆公表から1年たったが施工する現場はまだ1件だけで工事は完了していないので書類の簡素化ができていないかまだわからない。書類的に提出書類は電子化が進み少しは減ってきていると思われる。

◆総括打合せで書類的に整理ができている場合は、協議してくださいでしたが、今年は総括指示がでだしたと思います。

◆この指針案は素晴らし物が出来たと感心しております。

一つ例をあげると、橋梁下部工の鉄筋加工の写真が組立時に役所の立会があれば不要になります。鉄筋加工の出来形写真を撮るための費用(写真撮影のためのクレーン主筋等が太くなっているので人力では無理)労力(長い鉄筋はリボンテープ持ち2人、撮影者)時間(撮影した写真の整理)などが軽減され利益にもつながります。

◆施工者側、発注者側ともに意識は高まっていると思う。

◆資料作成が簡素化されたものもあり、負担が軽くなったものもあった。

◆工事写真の撮影基準を明確にしてくれたおかげで、写真整理が楽になった。